

米軍戦闘機による訓練・爆音激化に対する抗議決議

米空軍嘉手納基地では7月28日から飛来し、6か月間の長期駐留を続けるF22Aラプターステルス戦闘機12機、嘉手納基地の主力戦闘機F15イーグル戦闘機を中心に昼夜を問わず激しい訓練、演習が実施され、住民地域に早朝から100デシベルを超える猛爆音を与え、基地被害を増加させている。これらの戦闘機に加え、岩国基地所属のFA18闘攻撃機、AV8Bハリアー攻撃機などが、頻繁に飛来・訓練を行い、嘉手納基地周辺は戦激しい爆音に包まれ、町民は戦闘機の墜落の危険性、不安、恐怖心を抱き、米軍の訓練激化は町民の強い怒りと憤りをかっている。

9月初旬からは、誘導路工事に伴う南側滑走路の閉鎖によって、現在、住民地域に近接する北側滑走路一本が使用されており、一層、爆音がひどくなっている。町の調査によると70デシベル以上の一日発生回数は2011年調査の一日平均92回を上回り、一日平均135回に増加している。去る9月5日には186回を記録し、約5分に一回の頻度で戦闘機が離着陸を繰り返している。特に9月10日の午前7時53分から同9時58分の2時間の間に70デシベル以上が26回発生し、うち70デシベル段階が8回、80デシベル以上90デシベル以下2回、90デシベル以上100デシベル以下11回、100デシベル以上5回を記録している。同時間帯の最高が103.7デシベル、ピークレベルが110デシベルの猛爆音を発生させている。

この様な町民生活を破壊する米軍の訓練強行への理不尽な態度は、町民、県民の生命、安全を軽視し、軍事を優先する姿勢であり、絶対容認することはできない。断固抗議し、訓練、演習の即時中止を強く求めるものである。嘉手納町議会はこれまで幾度となく、訓練・爆音の激化に対し、その改善、負担軽減を求めてきたが、一向に改善されず負担は増大するばかりである。町民の怒りは、はるかに限界点を越えており、これ以上我慢することはできない。

よって、嘉手納町議会は、町民の生命、安全、平穏な生活環境を守る立場から下記事項の速やかな実現を強く求めるものである。

以上、決議する。

記

- 1 外来機F22Aラプターステルス戦闘機、FA18 戦闘攻撃機、AV8Bハリアー攻撃機等を即時退去させ、訓練を即時中止すること。
- 2 F15 戦闘機を撤去すること。
- 3 「騒音防止協定」を厳守し、昼間の騒音減、夜間訓練を中止すること。
- 4 嘉手納基地の明確で具体的な負担軽減を実現し、機能強化をやめること。

平成24年9月27日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

駐日米国大使 在日米軍司令官 在日米軍沖縄地域調整官 在沖米国総領事
嘉手納基地第18航空団司令官 第1海兵航空団司令官 沖縄県議会議長

米軍戦闘機による訓練・爆音激化に対する意見書

米空軍嘉手納基地では7月28日から飛来し、6か月間の長期駐留を続けるF22Aラプターステルス戦闘機12機、嘉手納基地の主力戦闘機F15イーグル戦闘機を中心に昼夜を問わず激しい訓練、演習が実施され、住民地域に早朝から100デシベルを超える猛爆音を与え、基地被害を増加させている。これらの戦闘機に加え、岩国基地所属のFA18戦闘攻撃機、AV8Bハリアー攻撃機などが、頻繁に飛来・訓練を行い、嘉手納基地周辺は激しい爆音に包まれ、町民は戦闘機の墜落の危険性、不安、恐怖心を抱き、米軍の訓練激化は町民の強い怒りと憤りをかっている。

9月初旬からは、誘導路工事に伴う南側滑走路の閉鎖によって、現在、住民地域に近接する北側滑走路一本が使用されており、一層、爆音がひどくなっている。町の調査によると70デシベル以上の一日発生回数は2011年調査の一日平均92回を上回り、一日平均135回に増加している。去る9月5日には186回を記録し、約5分に一回の頻度で戦闘機が離着陸を繰り返している。特に9月10日の午前7時53分から同9時58分の2時間の間に70デシベル以上が26回発生し、うち70デシベル段階が8回、80デシベル以上90デシベル以下2回、90デシベル以上100デシベル以下11回、100デシベル以上5回を記録している。同時間帯の最高が103.7デシベル、ピークレベルが110デシベルの猛爆音を発生させている。

この様な町民生活を破壊する米軍の訓練強行への理不尽な態度は、町民、県民の生命、安全を軽視し、軍事を優先する姿勢であり、絶対容認することはできない。断固抗議し、訓練、演習の即時中止を強く求めるものである。嘉手納町議会はこれまで幾度となく、訓練・爆音の激化に対し、その改善、負担軽減を求めてきたが、一向に改善されず負担は増大するばかりである。町民の怒りは、はるかに限界点を越えており、これ以上我慢することはできない。

よって、嘉手納町議会は、町民の生命、安全、平穏な生活環境を守る立場から下記事項の速やかな実現を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

- 1 外来機F22Aラプターステルス戦闘機、FA18戦闘攻撃機、AV8Bハリアー攻撃機等を即時退去させ、訓練を即時中止すること。
- 2 F15戦闘機を撤去すること。
- 3 「騒音防止協定」を厳守し、昼間の騒音減、夜間訓練を中止すること。
- 4 嘉手納基地の明確で具体的な負担軽減を実現し、機能強化をやめること。

平成24年9月27日
沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省沖縄大使
沖縄防衛局長 沖縄県知事